

別表3(第4条(1)関係)

基準単価(単位:千円、1事業所)				
			(1)① 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用を除く)	
助成対象			令和2年4月1日以降、感染症を対策を徹底した上で、障害福祉サービス提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した障害福祉サービス事業所・施設等(※2)	
事業所・施設等の種別(※1)				
通所系	1	療養介護	2,374	/事業所
	2	生活介護	757	/事業所
	3	自立訓練(機能訓練)	346	/事業所
	4	自立訓練(生活訓練)	273	/事業所
	5	就労移行支援	265	/事業所
	6	就労継続支援A型	335	/事業所
	7	就労継続支援B型	353	/事業所
	8	就労定着支援	52	/事業所
	9	自立生活援助	27	/事業所
	10	児童発達支援	380	/事業所
	11	医療型児童発達支援	240	/事業所
	12	放課後等デイサービス	360	/事業所
短期入所	13	短期入所	204	/事業所
入所・居住系	14	施設入所支援	1,215	/施設
	15	共同生活援助(介護サービス包括型)	402	/事業所
	16	共同生活援助(日中サービス支援型)	358	/事業所
	17	共同生活援助(外部サービス支援型)	180	/事業所
	18	福祉型障害児入所施設	1,182	/施設
訪問系	19	医療型障害児入所施設	635	/施設
	20	居宅介護	115	/事業所
	21	重度訪問介護	188	/事業所
	22	同行援護	65	/事業所
	23	行動援護	115	/事業所
	24	居宅訪問型児童発達支援	46	/事業所
	25	保育所等訪問支援	38	/事業所
相談系	26	計画相談支援	60	/事業所
	27	地域移行支援	44	/事業所
	28	地域定着支援	46	/事業所
	29	障害児相談支援	44	/事業所
対象経費(※4)			a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c (研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等 d 感染防止を徹底するための面会室の改修費 e 建物内外の消毒・清掃費用 f 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 g 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 h 自動車の購入又はリース費用 i 自転車の購入又はリース費用 j タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用は除く) k 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の、賃料・物品の使用料 l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者の送迎に係る費用 m 居宅介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合) n 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費	
助成額			・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①・②と(3)①・②の両方を助成することができる。	

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者に限る。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス事業所等は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

※3 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない

※4 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

基準単価(単位:千円、1事業所)				
			(1)② 感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援事業 (感染発生時対応・衛生用品保管等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置に要する費用に限る)	
助成対象対象事業所			3,000	/施設・事業所
	1	障害者支援施設		
	2	障害児入所施設		
	3	共同生活援助事業所		
	4	短期入所事業所		
	5	宿泊型自立訓練事業所		
助成額			・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。 なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1事業所・施設に(1)①・②と(3)①・②の両方を助成することができる。	

別表4(第4条(2)関係)

基準単価(単位:千円、1利用者又は1事業所当たり)

助成対象		(3)①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業		(3)②在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における環境整備への助成事業	
事業所・施設等の種別(※1)		令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援を行った計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び地域相談支援事業所(※3)		令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所	
通所系	1 療養介護	2	/利用者	200	/事業所
	2 生活介護	2	/利用者	200	/事業所
	3 自立訓練(機能訓練)	2	/利用者	200	/事業所
	4 自立訓練(生活訓練)	2	/利用者	200	/事業所
	5 就労移行支援	2	/利用者	200	/事業所
	6 就労継続支援A型	2	/利用者	200	/事業所
	7 就労継続支援B型	2	/利用者	200	/事業所
	8 就労定着支援	2	/利用者	200	/事業所
	9 自立生活援助	2	/利用者	200	/事業所
	10 児童発達支援	2	/利用者	200	/事業所
	11 医療型児童発達支援	2	/利用者	200	/事業所
	12 放課後等デイサービス	2	/利用者	200	/事業所
短期入所	13 短期入所	2	/利用者	200	/事業所
入所・居住系	14 施設入所支援	—	—	—	—
	15 共同生活援助(介護サービス包括型)	—	—	—	—
	16 共同生活援助(日中サービス支援型)	—	—	—	—
	17 共同生活援助(外部サービス支援型)	—	—	—	—
	18 福祉型障害児入所施設	—	—	—	—
	19 医療型障害児入所施設	—	—	—	—
訪問系	20 居宅介護	2	/利用者	200	/事業所
	21 重度訪問介護	2	/利用者	200	/事業所
	22 同行援護	2	/利用者	200	/事業所
	23 行動援護	2	/利用者	200	/事業所
	24 居宅訪問型児童発達支援	2	/利用者	200	/事業所
	25 保育所等訪問支援	2	/利用者	200	/事業所
相談系	26 計画相談支援	1.5	/利用者	200	/事業所
	27 地域移行支援	2	/利用者	200	/事業所
	28 地域定着支援	—	—	—	—
	29 障害児相談支援	2.5	/利用者	200	/事業所
対象経費(※4)				・3つの密(「換気が悪い密閉空間」、多数が集まる密集場所」及び「間近で会話や発生をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等 a 長机 b 飛沫防止パネル c 換気設備 d (電気)自転車(リース費用含む) e タブレット等のICT機器(リース費用含む。) (通信費用は除く) f 感染症防止のための内装改修費	
助成額		・また、1事業所・施設における1利用者につき1回まで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①・②と(3)①・②両方を助成することができる。		・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設につき上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①・②と(3)①・②両方を助成することができる。	

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者に限る。

※2 多機能型事業所として複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス事業所等は、該当するいずれかのサービスに係る基準単価を用いること。

※3 具体的には以下の事業所を指す。なお、実際にサービス再開につながったか否かは問わない。

・計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所:在宅サービス利用休止中の利用者に対して、健康状態や生活実態の確認、利用を希望するサービスの確認を行った上で、在宅サービス事業所と連携し、必要対応(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を行った場合

・在宅サービス事業所:在宅サービス利用休止中の利用者に対して、相談支援専門員と連携の上、健康状態や生活実態、利用を希望するサービスの確認(感染対策に係る要望を含む)し、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整を行った場合

※ 「在宅サービスの利用休止中の利用者」とは、当該事業所を利用していた利用者で過去1ヶ月の間、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者

※ 「～の確認」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること

※ 「対応を行う」とは、希望に応じた所要の対応を行ったこと

※ 「調整を行う」とは1回以上電話等により連絡を行ったこと

※4 かかり増し経費等として考えられるものを例示したものであるが、実施主体である県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するものであり、通常のサービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。